

# 中小企業事業主等の皆様へ

※労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

## 下松商工会議所 労働保険事務組合※をご利用ください

# 労働保険 事務代行のご案内

**労働保険**とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称です。労働者を一人でも雇っていれば事業主は労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

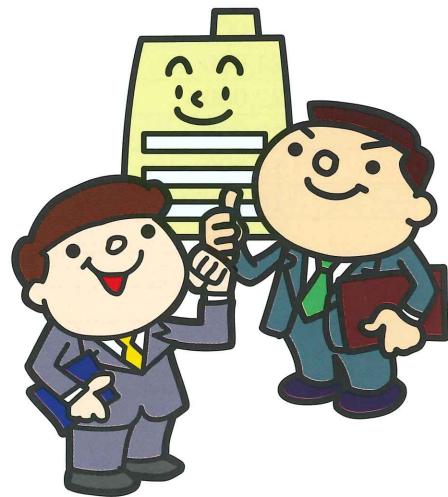
**労災保険**は、労働者が業務または通勤により負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な給付を行います。

**雇用保険**は、労働者が失業したり、雇用の継続が困難になった場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

### ▶委託できる事業主（中小事業主）

下松商工会議所会員（または会員となれる方）で、常時使用する労働者が次の範囲であることが条件となります。

- 金融・保険・不動産・小売業（飲食業含む）…50人以下
- 卸売業・サービス業…100人以下
- その他の事業…300人以下



### ▶委託できる事務範囲

- 労働保険の加入手続き
- 労働保険料の申告納付
- 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

### ▶事務委託のメリット

- 労災保険の対象外である事業主や家族従業員等も、希望により特別加入することができます
- 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます
- 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務の手間が省けます

### ▶年間事務手数料（単位：円）

※消費税は別途

- |   |           |
|---|-----------|
| ① 従業員数 1～ 4人                                  | 10,800円   |
| ② 5～10人                                       | 16,800円   |
| ③ 11～15人                                      | 20,400円   |
| ④ 16人以上                                       | 1,560円×人数 |
| ⑤ 労災のみの場合は上記手数料（①②③④）の2分の1。但し一括有期事業（建設労災）は除く。 |           |
| ⑥ 特別加入は、一人につき年間500円。                          |           |